

市川三郷町特別住民の登録に関する要綱

平成 28 年 12 月 19 日

告示第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市川三郷町（以下「町」という。）を広く全国にアピールし、町のイメージアップ、地域振興を図ることを目的として、町長が認定するものを市川三郷町特別住民（以下「特別住民」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象)

第 2 条 特別住民登録の対象となるものは、人物、動植物及びマスコットキャラクター（以下これらを「キャラクター」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町の魅力及び情報を発信する機会のあるもの
- (2) 産業、歴史、文化、スポーツ、教育等において、町をイメージするもの
- (3) その他、町長が必要と認めるもの

(登録の方法)

第 3 条 特別住民登録の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録を希望するキャラクターの所有者
- (2) 町を積極的に宣伝する意欲と情熱を持つと町長が認めるもの
- (3) 申請者が登録を希望するキャラクターが、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている場合は、各権利者の承認を得ているもの

2 申請者は、特別住民登録の申請を行う場合は、特別住民登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

(特別住民票の交付)

第 4 条 町長は、特別住民票交付申請書（様式第 2 号）の提出があった場合は、内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、交付を決定した場合は、申請者に対し無償で特別住民票の写し（様式第 3 号）を交付する。

(禁止事項)

第 5 条 特別住民登録者は、特別住民として登録されたキャラクターを利用して、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反すること
- (2) 町の信用又は品位を害すること
- (3) 第三者の利益を害すること
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められること
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業のために使用すること
- (6) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められること
- (7) その他、町長が別に定める要件に該当すること

（登録の解除）

第 6 条 特別住民登録者は、特別住民登録解除届（様式第 4 号）により登録の解除を申し出ることができる。

2 町長は、前項の申し出があった場合及び次に掲げる場合は、登録を解除するものとする。

- (1) 登録されたキャラクター又は特別住民登録者が、第 3 条の要件を欠くに至ったとき
- (2) 登録決定者が第 5 条の禁止事項を守らなかったとき
- (3) キャラクターが活用されていない状態が長期間続いたとき

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。